

○病気（家族）

・概要

- (1) 被扶養者が病気になったとき、または負傷したとき

・関係法令等

- (1) 地方公務員等共済組合法第42、53、54、59条の1～59条の4
(2) 公立学校共済組法定款第23、26条
(3) 公立学校共済組合運営規則第21条
(4) 福島県教職員互助会給付規程第10、14、15、16条

・手続

事項	処理 時期	手続 先	手 続 内 容
共済組合・互助会	支払事例発生時	福利課	<p>(1) 組合員証を使用したとき（引き続き5日以上入院した場合、自動給付）</p> <p>※ 入院附加金 1日 500円 入院療養見舞金 1日 1000円</p> <p>(2) 組合員証を使用しないとき</p> <p>① 一般医療費 添付書類 ア 診療報酬明細書（医療機関備付） イ 領収書</p> <p>② 治療用装具 添付書類 ア コルセット等を必要とする医師の証明書 イ 領収書（処方明細に基づく料金明細によるもの）</p> <p>※ 装着の時点で入院・外来の別を請求書に付記する</p> <p>③ 生血料 添付書類 ア 生血輸血代金受領書（生血受領書）</p> <p>④ あんま、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術 添付書類 ア 医師の同意書 イ 領収書（施術の内容が明確なもの）</p> <p>※ 医師の診療との併用はできない</p> <p>⑤ 柔道整復師の施術 添付書類 ア 領収書（施術の内容が明確なもの）</p> <p>※ 柔道整復師会の会員でない柔道整復師より施術を受けたときで、施術料金を全額支払った場合のみ</p> <p>(3) 70歳未満の高額療養費の現物給付</p> <p>※ あらかじめ組合の認定を受けた組合員等が高額療養費の自己負担限度額を超える部分について、組合から医療機関へ直接支払われる制度</p> <p>(4) 障害見舞金</p> <p>① 被扶養者が、身体障害者手帳1級、2級、療養手帳Aの交付を受けているとき毎年度1回50,000円給付 （該当手帳の写しを添付）</p>

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
共済組合・互助会	事前	福利課	(1) 看護・移送承認申請書 添付書類 ① 看護を必要とする医師の意見書 ※ 事前承認を受ける（やむを得ないときは事後承認）
	承認後支払ってから		(2) 看護料・医療補助金請求書 添付書類 ① 看護実施証明書 ※ 看(準看)護師の場合 添付書類 ① 看(準看)護師免許状(写) ※ 看護補助者の場合 添付書類 ① 医師の証明書 ② 看護料請求書 ③ 領収書 ④ 泊り込み看護証明書(泊込み看護のとき) ⑤ 徹夜看護証明書 (3) 移送費・医療補助金請求書 添付書類 ① 移送を必要と認めた医師の意見書 ② 領収書(移送区間、キロ数が明確なもの)

以 下 余 白